

職員の配偶者同行休業に関する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第21-1号**

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第67号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

**第2条** 条例第6条第2項の人事委員会規則で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。）の条例第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。